

令和4年

# 議会運営委員会記録

令和4年11月22日

和光市議会

## 議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 令和4年11月22日（火曜日）  
午前 9時30分 開会 午前10時24分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

### ◇出席委員

委員 長	待 鳥 美 光 議員	委 員	鳥 飼 雅 司 議員
委 員	内 山 恵 子 議員	議 長	齊 藤 克 己 議員
副 議 長	安 保 友 博 議員	委員外議員	小 嶋 智 子 議員
委員外議員	松 永 靖 恵 議員	委員外議員	萩 原 圭 一 議員
委員外議員	伊 藤 妙 子 議員	委員外議員	赤 松 祐 造 議員

### ◇欠席委員

副 委 員 長	富 澤 啓 二 議員	委 員	金 井 伸 夫 議員
---------	------------	-----	------------

### ◇出席説明員

市 長	柴 崎 光 子	副 市 長	大 島 秀 彦
企 画 部 長	中 蔦 裕 猛	総 務 部 長	伊 藤 英 雄
企画部次長兼 秘書広報課長	茂 呂 あかね	総務人権課長	渡 部 剛

### ◇事務局職員

議会事務局長	松 戸 克 彦	議 事 課 長	遠 藤 秀 和
議事課長補佐	中 村 智 子	主 査	松 本 理 恵

### ◇本日の会議に付した案件

- 特定事件1 次の議会の会期予定について  
令和4年和光市議会12月定例会の会期日程等について
- 特定事件3 議会に関する条例、規則、規定に関することについて  
和光市議会の個人情報の保護に関する条例を定めることについて
- 特定事件9 その他議会運営に関することについて  
本会議ライブ中継・録画配信について  
和光市議会の協議等の場の運営等に関する要綱を定めることについて

午前 9時30分 開会

○待鳥美光委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には、オブザーバーとして副議長と3名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

なお、富澤啓二副委員長は親族の催事出席のため、金井伸夫委員は入院のため欠席届が出ています旨報告します。そのため、公明党から伊藤妙子議員、まちづくり市民の会から赤松祐造議員に委員外議員として出席を求めています。

また、委員会進行の中で委員外議員からの意見聴取、発言の申出の許可は委員長に一任願います。

初めに、市長より挨拶を求められています。

柴崎市長。

○柴崎市長 おはようございます。

本日は、令和4年12月定例会の開会に先立ち、議会運営委員会を開催いただきまして、ありがとうございます。

今定例会につきましては、11月24日に開会すべく、17日に招集告示をさせていただいたところでございます。

提案する案件は、諮問が1件、専決処分の承認が1件、条例の制定及び一部改正が9件、補正予算が7件の合計18件の審議をお願いするものでございます。

特に、議案第68号の専決処分の承認を求めることにつきましては、後ほど全員協議会にて御説明をさせていただきます。詳細につきましては、総務部長から順次御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○待鳥美光委員長 市長は公務のため、退席します。

休憩します。(午前 9時31分 休憩)

再開します。(午前 9時32分 再開)

本日の案件は、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、令和4年和光市議会12月定例会の会期日程等について、特定事件3、議会に関する条例、規則、規定に関することについてとして、和光市議会の個人情報の保護に関する条例を定めることについて、特定事件9、その他議会運営に関することについてとして、本会議ライブ中継・録画配信について、和光市議会の協議等の場の運営等に関する要綱を定めることについてです。

本日の資料を確認します。本日の資料は、お手元に配付してありますとおりです。

それでは、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、令和4年和光市議会12月定例会の会期日程等について議題とします。

提出議案は諮問1件、議案17件です。

提出議案の説明を願います。

伊藤総務部長。

○伊藤総務部長 おはようございます。

それでは、提出する議案について順次説明します。

初めに、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてです。

人権擁護委員の柳下昇氏が、令和5年3月31日をもって任期満了となるため、後任として新たに栗原眞知子氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

次に、議案第68号、専決処分承認を求めることについてです。

令和4年度埼玉県和光市一般会計補正予算（専決第3号）については、和光市を被告として戒告処分取消等請求事件が提起されたことに伴い、当該事件に対応するために必要な経費を計上したものです。

当該補正予算につきましては、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、その承認を求めるものです。

次に、議案第69号、和光市個人情報保護法施行条例を定めることについてです。

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、条例に委任された事項や条例で定めることが許容される事項について、法の施行条例を定める必要があることから和光市個人情報保護条例を廃止し、新たに和光市個人情報保護法施行条例を定めたいため、この案を提出するものです。

次に、議案第70号、和光市個人情報保護審議会条例を定めることについてです。

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、和光市個人情報保護審議会条例を定めるものです。

個人情報の保護に関する法律第129条に基づき、和光市個人情報保護審議会を設置したいため、この案を提出するものです。

次に、議案第71号、和光市情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する条例を定めることについてです。

個人情報の保護に関する法律の改正等に伴い、個人情報保護制度との均衡を図ることを目的として、和光市情報公開・個人情報保護審査会条例及び和光市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例並びに和光市情報公開条例の規定の整備等を行うため、この案を提出するものです。

次に、議案第72号、和光市印鑑条例の一部を改正する条例を定めることについてです。

印鑑登録証明書についてコンビニエンスストア等で交付できるサービスを開始することに伴い、個人番号カードを利用し登録者自らが多機能端末機で必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書を取得することができるよう、所用の改正を行うものです。

次に、議案第73号、和光市議会議員及び和光市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてです。

物価の変動を考慮し、国政選挙における公費負担の限度額が改正されたので、和光市議会議員及び和光市長の選挙におきましても、国政選挙に準じて公費負担の限度額を改正するものです。

次に、議案第74号、和光市職員定数条例の一部を改正する条例を定めることについて。

市民ニーズの多様化に加え、新型コロナウイルス感染症対策など行政サービスの充実を図るために必要な業務量は、現行の職員定員管理計画策定時の予想を上回って増加しています。また、国が推進する働き方改革、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境づくりに取り組む必要もあるため、職員定数の見直しを行うものです。

次に、議案第75号、和光市職員の定年に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてです。

地方公務員法の一部改正により職員の定年年齢が段階的に引上げられることや、管理監督職勤務上限年齢が設けられること等を踏まえ、当市でも同様の措置を講ずる必要があるため、この案を提出するものです。

次に、議案第76号、職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例を定めることについてです。

地方公務員法の一部改正による職員の定年年齢の引上げや、管理監督職勤務上限年齢等の制度改正を受け、関係条例を整備するため、この案を提出するものです。

次に、議案第77号、職員の給与に関する条例及び和光市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてです。

令和4年8月8日の人事院勧告を受け、当市においても人事院勧告に準拠した職員給与の改定を行うため、この案を提出するものです。

次に、議案第78号、令和4年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第8号）についてです。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億1,781万9,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ331億6,523万7,000円とするものです。

主な歳出予算は、新型コロナウイルス感染症に対する診療、検査体制の維持及び確保を支援するため、市内医療機関への支援金を計上するほか、第三小学校用地取得に要する費用を増額するなどしております。

次に、主な歳入予算は、歳出事業に応じて、国庫支出金及び県支出金をそれぞれ増額または減額するほか、地方債の対象事業費の変更などに伴い、市債を増額または減額するなどしております。

なお、歳入歳出調整後の歳入超過額については、財源調整のため、財政調整基金に積立てております。

また、今年度中に事業の終了が見込めない事業として議場等施設整備の繰越明許費を設定しています。

次に、議案第79号、平成4年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてです。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ900万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ67億3,092万3,000円とするものです。

歳出予算は、新型コロナウイルス感染症の感染者数の増加により、傷病見舞金の申請件数が増加していることから傷病見舞金を増額し、歳入予算については、歳出を増額したことにより、その財源として財政調整基金繰入金を増額しております。

次に、議案第80号、令和4年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてです。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ839万6,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億8,798万6,000円とするものです。

歳出予算は、保険基盤安定負担金の額が確定したことに伴い、埼玉県後期高齢者医療広域連合に納付する後期高齢者医療保険料負担金を減額し、歳入予算については、歳出に連動して、保険基盤安定繰入金を減額しております。

次に、議案第81号、令和4年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてです。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,308万7,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ43億2,958万9,000円とするものです。

歳出予算は、サービス受給者数が見込みより増加したことにより保険給付費を増額するほか、国からの交付金の交付に伴い基金積立金を増額し、また、被保険者への介護保険料の還付が当初の想定よりも対象者が増加したため、諸支出金を増額するものです。

歳入予算は、保険給付費の増額に伴い法定割合分を増額するほか、交付金の交付に伴い国庫支出金を増額し、また、過誤納還付金の増額により、繰入金を増額するものです。

次に、議案第82号、令和4年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）についてです。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,783万7,000円を減額し、補正後の歳入歳出の総額をそれぞれ12億5,942万円とするものです。

歳出予算は、職員異動に伴う予算の組替えなどにより、職員人件費を減額するものです。

歳入予算は、社会資本整備総合交付金及び県道整備費補助金の交付決定により国庫支出金、県支出金をそれぞれ減額するものです。また、公共事業等債の減額及び起債対象事業の変更により市債を増額するほか、歳入歳出の増減額に合わせて、一般会計繰入金を減額するものです。

なお、今年度中に事業終了が見込めない事業として、建物移転等補償事業4億617万6,000円を繰越明許費とするものです。

次に、議案第83号、令和4年度埼玉県和光市水道事業会計補正予算（第3号）についてです。

今回の補正予算については、初めに既定予算第3条に定める収益的収入の営業収益を959万

2,000円減額し、営業外収益を950万円増額し、収益的支出を779万2,000円減額し、営業外費用を69万7,000円増額します。

次に、第6条として債務負担行為を新たに設け、水道事業経営戦略検証及び水道料金算定業務を設定し、期間を令和4年度から令和5年度、限度額を1,650万円として計上するものです。

次に、議案第84号、令和4年度埼玉県和光市下水道事業会計補正予算（第1号）についてです。

今回の補正予算については、まず、既定予算第2条の業務の予定量に定めた越戸川16排水区整備工事（市道222号線）2億5,520万円を、越戸川16排水区整備工事（市道222号線）1億5,520万円に改めます。

次に、既定予算第3条に定めた収益収入の営業外収益を773万4,000円減額し、収益的収入の総額を11億6,082万4,000円に改めます。また、収益的支出の営業外費用を127万8,000円増額し、収益的支出の総額を10億3,360万4,000円に改めます。

次に、既定予算第4条に定めた資本的収入の企業債を1億円減額し、資本的収入の総額を5億6,155万9,000円に改め、資本的支出の建設改良費を1億円減額し、資本的支出の総額を9億5,220万8,000円に改めます。

最後に、既定予算第6条に定める企業債の表中、限度額6億2,753万円を1億円減額し、限度額5億2,753万円に改めるものです。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○待鳥美光委員長 提出議案の説明が終了しました。

休憩します。（午前 9時45分 休憩）

再開します。（午前 9時46分 再開）

まず、議案の先議についてです。諮問第1号は人事案件ですので、委員会付託を省略し、質疑は通告を取らず、討論を省略し、開会日に採決したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

次に、議案第68号は専決処分に係る案件ですので、委員会付託を省略し、質疑、討論は通告を取らず、開会日に採決したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

次に、議案第77号は期末手当の基準日を12月1日として給与改定を行うため、委員会付託を省略し、質疑、討論は通告を取らず、開会日に採決したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

次に、議案第69号から第76号、議案第78号から第84号までの議案については、各常任委員会に付託したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、異議がないのでそのようにいたします。

鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 今、異議ありませんかで過ぎてしまったのですが、第68号の専決処分に関して、討論、採決でやりませんか、やりませんという何も発言なくありませんねで過ぎちゃったんですけれども、前回もこういった専決処分があったんですけれども、そこでどういうふうに審査をしたらいいのかという部分と、そこら辺が本当に、専決で出たということに関しては理解するのですが、この内容が多分職員の個人的な問題だからあまり詳しくは議会の中でできないと思うんですよ。そこら辺の配慮というか精査はどのようにしたほうがいいのか伺いたいんですけれども。

○待鳥美光委員長 齊藤議長、お願いします。

○齊藤克己議長 専決処分に係るこの案件ということですので、今回は説明を含めて全員協議会で行うということですので、その背景等含めてそこで質問をしていただくということで皆さん理解していただくと。あくまで本会議の場では専決処分に対して補正予算に対しての議論ということになりますので、そこら辺は留意した上で質問をしていただければと思っております。いいですかね、そういう形で。

○待鳥美光委員長 鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 個人情報だったりするので、そこら辺はもう十分配慮しなければいけないと思うんですけれども、全員協議会の中でどこまで説明されるかでも状況は変わってくると思うんです。大筋は全員協議会の中で、こういったことで専決処分がなされましたという説明がちゃんとされるのか。議論の場所というのがどうなのかなというのがちょっといまいち分からないんですけれども、すみません、そこだけ。

○待鳥美光委員長 齊藤議長。

○齊藤克己議長 今あらかじめ内容についてということではなくて、これから説明を受けるので、その中で御自身の判断によって質問をしていただきたいということでしかないわけですので、今ここで、日程をやっている中でその内容についてどうこうという話は、これから説明を受けるわけですから、それ以上のことは私も言えません。

○待鳥美光委員長 鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 内容の説明を受けていない状況で日程を決める、果たして審査がしっかりできるのかと疑問が多分出てくると思うんですけれども、そこら辺の採決の仕方だったりというのが判断しかねる部分が出てくると思うんですよ。説明を受けていないですからね、まだ。だから、そこら辺の配慮というのをどう考えていくのかということところはしっかり、予定ありきで進めますよというふうに、事なかれの的に進められてしまうのはちょっと問題があるのかなと思うんですけれども、そこら辺はどうなんでしょうか。

○待鳥美光委員長 現状説明を聞いていないわけなので、おっしゃる意図は分かりますけれど

も、通常の専決処分審査のとおりに進める進行をお諮りしているという状況です。

齊藤議長。

○齊藤克己議長 先ほど申し上げたとおり、本会議場での議論というのはやはり個人情報に関係もあり、制限があるということで今日全員協議会の場で説明を受ける機会を設けていますので、そこを最大限活用していただいて、委員がおっしゃる内容を理解するということをやったりアプローチしていただければ。私どもはあらかじめ会議規則や先例に基づいて追認という形で出させていただいているわけですから、それはそれで考えていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○待鳥美光委員長 松永靖恵委員外議員。

○松永靖恵委員外議員 本日、第68号に対しては全員協議会ということなんですけれども、全員協議会の資料を全く受け取ってもいない中、例えば今日説明をした中で欲しい資料の追加は24日の開会日には間に合うのでしょうか。それに基づかないと質疑はなかなかできないと思いますし、その辺も教えていただきたいと思います。

○待鳥美光委員長 齊藤議長。

○齊藤克己議長 それについては今日の全員協議会の中で説明をいただいて、出せる出せないというのは執行部のほうの判断になると思いますので、今この場で何とも御返答はできないということで御了解いただきたいと思います。

○待鳥美光委員長 小嶋智子委員外議員。

○小嶋智子委員外議員 今ちょっとお話を聞いていて、まだ説明も受けていませんし、どのような資料を出していただけるかも分かりません。ですので、そのときの状況に応じて議会としては柔軟な対応を、できるだけ幅を持たせていただいて臨めるというふうにしていただけるかどうか、多分心配なんだと思うんですね。全員協議会を開いてみて、これだと足りないとか、ここはどうだということが出たときに、もうさっき議会運営委員会で決めたからというような話になると前後が逆になってしまいますので、全員協議会でどのようなお話になってどのような資料が出てきたかによって、改めて議会が対応できるような体制を整えたいということだと思うんですけれども、その点については大丈夫なんでしょうか。

○待鳥美光委員長 会期日程については今日の議会運営委員会で決めるしかないわけですので、そういう形で先例に基づいて今お諮りしています。それで説明があってそこでのやり取りで、例えば追加の資料であるとか、それからそれでもなお残る疑問があれば当日議場で当然質疑はできるわけですので、そこでやっていただきたいということなんです。

小嶋智子委員外議員。

○小嶋智子委員外議員 そういたしますと、やはり議場ではある程度個人情報の観点から制限がかかってくるということで今お話がありましたので、これは議会運営委員会と全員協議会の開催の時期が逆だったのではないかと言わざるを得ないと思うんですね。やはりきちんと全員協議会での説明が終わった後にこの日程を決める議会運営委員会を開くべきだったんじゃない

かと思うんですけれども、その点についてはどうなのでしょう。

○待鳥美光委員長 個人情報等については、必要があればその中で秘密会の要求というのができるわけですね。だから、そのようにするしかないと思うんですけれども。個人情報について聞くことができないということではなくて、秘密会にするという方法があります。

齊藤議長。

○齊藤克己議長 それについて環境整備については、今回和光市議会の協議の場等の運営に関する要綱を後ほど出させていただきますけれども、そういったものを整備した上で、全員協議会の中でも議論ができるような場をつくるということは考えさせていただいております。

ただ、議会日程に関しては、このような形で会議規則で決まって、先例にのっとりた形で行わせていただいておりますので、それは御了承いただきたいと思っております。

ただ、当日の運営の中で、協議ができるような形で、例えば休憩を取りたいということであれば議事進行の発言をしていただいて、休憩の申出をしていただくというような形でも対応ができると思っておりますので、おおよその会議規則自体に関してはこのような形で決めさせていただいておりますが、柔軟に皆さんが御判断できるような、拙速な採決は避けたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○待鳥美光委員長 休憩します。（午前10時00分 休憩）

再開します。（午前10時01分 再開）

次に、議案の委員会付託について付託表を朗読いたします。

〔委員長 付託表朗読—添付資料参照—〕

このように付託したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

次に、請願、陳情についてです。

今回は提出期日までに受理した請願はなかったことを報告いたします。

次に、陳情についてです。

議会事務局に持参し、提出されたものについて、陳情3件を受理しています。受理した陳情は、本会議で審議しないものに該当しないことから、本会議で審議することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がございませんのでそのようにいたします。

また、郵送で提出された陳情はありませんでしたので報告いたします。

それでは、陳情の付託を朗読します。

〔委員長 付託表朗読—添付資料参照—〕

このように付託したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、今回受理した陳情の審査はただいまのとおり決定しました。

次に、一般質問についてです。通告者は16人です。質問時間については昨年10月15日の議会運営委員会での決定により、今期定例会は再質問を含め1人40分以内としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

監査報告に対する発言通告はなかったことを報告いたします。

次に、会期について。会期は20日間とし、常任委員会は2日間で、第8日及び第9日の2日間に総務環境常任委員会、第9日に文教厚生常任委員会としたいと思います。また、一般質問は4日間とし、いずれも1日4人としたいと思います。

なお、11月25日金曜日、28日月曜日、29日火曜日、12月7日水曜日を調査休会、11月26日土曜日、27日日曜日、12月3日土曜日、4日日曜日、10日土曜日、11日日曜日、12日月曜日を休会としたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

次に、議案に対する総括質疑について。発言通告書の提出期限は11月28日、月曜日の正午までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

次に、埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について。

議長から報告があります。

齊藤議長。

○齊藤克己議長 埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について報告をいたします。

市長選出区分において1名の欠員が生じたため、同連合会規約に基づく選挙を実施する旨の通知がありましたが、今回欠員1名に対し候補者1名であったため、選挙は行わないこととなりましたので御報告いたします。

○待鳥美光委員長 次に、意見書案についてです。

今回意見書案はなかったことを報告します。

次に、今期定例会のポスターは掲示いたしましたとおりで。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

なお、議会終了後は掲示板から速やかに回収してくださるよう御留意願います。

次に、今期定例会の傍聴に関してです。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に鑑み、今期定例会中も一般傍聴席数を半数の22席とし、モニター傍聴室は15席程度にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、議長から発言があります。

齊藤議長。

○齊藤克己議長 マスクの着用についてであります。最近マスクを着用しない方が集団で傍聴に訪れた例が近隣市であったようでございます。和光市議会では傍聴者にも原則マスクの着用をお願いしております。議場という公共の場で周りの人へのコロナウイルス感染を防ぐことや、公人として議員が自ら予防策を講じる必要性を踏まえ、マスクの着用に御協力いただいている状況でございます。様々な事情によりマスクの着用が困難な方もおられるとは思いますが、そうした方にはほかの傍聴者への配慮のため、モニター傍聴席を御案内するなどの対応をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○待鳥美光委員長 議長から御発言のあった件は御承知おきください。

以上で、令和4年和光市議会12月定例会の会期日程等についての協議を終了します。

次に進みます。

特定事件3、議会に関する条例、規則、規定に関することについてとして、和光市議会の個人情報保護に関する条例を定めることについてです。

議長から発言があります。

齊藤議長。

○齊藤克己議長 執行部から和光市個人情報保護法施行条例が上程されております。和光市議会の個人情報の保護に関する条例を定めることについて、条例案については事前にお目通しをいただきたいので、事務局から議員にメールで連絡をさせていただきました。今期定例会の閉会日に副議長提案としてこの議案を上程する予定で準備を進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○待鳥美光委員長 それでは、議長から発言がありました件につきましては、副議長提案として12月定例会の最終日に上程するため、一般質問3日目、12月8日の本会議終了後に議会運営委員会を開き、条例案の確認をしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、御異議がないのでそのようにいたします。

以上で、和光市議会の個人情報の保護に関する条例を定めることについてを終了いたします。

次に進みます。

特定事件9、その他議会運営に関することについてとして、本会議ライブ中継・録画配信についてを議題とします。

事務局から報告があります。

中村議事課長補佐。

○中村議事課長補佐 12月定例会から本会議ライブ中継が始まりますが、10月14日開催の議会

運営委員会で御質問、御意見いただきましたことにつきまして業者と調整したことを踏まえ、この場でお伝えさせていただきます。

まず、ライブ中継の映像を速報版として当日中にホームページで公開することにつきまして、業者側の作業として映像データを配信サーバセンターというところにアップロードする必要があり、その処理を終えるのが最短でも翌日となるため、当日中の対応はできないとのことです。

従来、録画配信につきましては、会議翌日から5営業日以降に公開しておりますが、現状、発言訂正や取消し等がない限り、休憩時間を除いて全て公開しています。録画配信用にはチャプターを付したものが公開されます。ライブ中継の翌日から録画配信公開までの間、ライブ中継の映像を暫定的に公開するこの速報版につきましては、業者と調整ができましたので、来年の3月定例会以降対応できると考えております。なお、速報版は録画配信に差し替えとなります。

次に、ライブ中継の映像を確認したいという御意見についてですが、今回議事堂4階の録音室に新たに設置されましたパソコン内にデータが保存されますので、字幕とは別になりますが、当日でも映像を確認することはできるとのことです。

また、作成された字幕データをホームページで公開することについては、今期定例会から始まるということで、状況を確認しつつ、AIにより生成されるデータの精度を高める段階でございますので、今後の検討課題であると考えております。

最後に、本会議中継映像DVDについてです。広報充実の一環として平成23年から議会事務局及び図書館でDVDの貸出しを行ってきましたが、ライブ中継を開始するこの機会に、今期定例会からDVDの作成及び貸出しを廃止したいと考えております。

○待鳥美光委員長 ただいま事務局から説明がありました。

ライブ中継の速報版については来年3月から開始できるということです。また、DVDの貸出しについては廃止するとのことですが、よろしいでしょうか。御意見のある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」という声あり〕

では、ただいまの点について御了解をいただきたいと思います。

以上で、本会議ライブ中継・録画配信についての協議を終了いたします。

次に進みます。

和光市議会の協議等の場の運営等に関する要綱を定めることについてです。

議長から発言があります。

齊藤議長。

○齊藤克己議長 お手元に和光市議会の協議等の場の運営等に関する要綱案を配付しております。協議等の場、これは全員協議会ですけれども、全員協議会におきまして案件によっては傍聴をなしとすることや、あるいは記録を非公開とすることで執行部などより深い議論が可能

になると判断いたしますので、現状、会議規則第166条第5項の規定により、「全各項に定めるもののほか、協議等の場の運営その他必要な事項は議長が別に定める」としておりますが、そのような内容でこのたび要綱を定めるものでございます。御了承いただきたいと思っております。

○待鳥美光委員長 議長から発言のありました件についてはよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、事務局においてはこの内容で手続を進めてください。

以上で、特定事件9、その他議会運営に関することについての協議を終了します。

次に、今後の議会運営委員会等の日程を確認します。

12月8日、木曜日、本会議終了後、和光市議会の個人情報の保護に関する条例を定めることについてほか。

12月13日、火曜日、本会議終了後、議会だより編集事前打合せの1回目。

令和5年1月11日、水曜日、13時から、議会だより編集事前打合せの2回目。この日は14時から議員研修会がございませう。

1月17日、火曜日、9時30分から、特定事件7、議会だよりの編集、作成についてほかです。以上となります。よろしくお願ひいたします。

そのほか何かございませうでしょうか。

安保副議長。

○安保友博副議長 先日の議会報告会の意見聴取の中で指摘をされましたけれども、議員間討議というものやっぱり和光市ではまだなされていなくて、これまでも何度も可否同数という状態になっているということで、議員間での討議がやっぱり必要ではないかという問題意識がありますので、それについての検討を議会としてやっていくべきじゃないかということで、提案させていただきたいと思ひます。

○待鳥美光委員長 齊藤議長。

○齊藤克己議長 今議員間討議の検討ということで御提案いただきましたので、主に来期に向けてということになろうかと思ひますけれども、先進市の研究ですとか、調査ですとか、議員の中で相互理解につながるような形で進めていただければと思ひますので、よろしくお願ひします。

○待鳥美光委員長 議員間討議についてはこれまでも再三テーマとして上がって協議をしてきたところですがけれども、なかなか議会運営委員会以外での議員間討議というのが進まない状況にはありますので、今議長がおっしゃった方向でやりたいと思ひます。

ほかにございませうか。

安保副議長。

○安保友博副議長 前回は議論になったものとして会議録の伏せ字の件があったと思うんですがけれども、それについてどうなったのか、委員長から報告をいただきたいと思ひます。

○待鳥美光委員長 あちらにつきましては、事務局から弁護士に照会していただいたんですよ。

ね、その点ちょっと御報告お願いします。

中村議事課長補佐。

○中村議事課長補佐 こちらにつきましては、市の顧問弁護士のほうに議会事務局を通して相談をさせていただいておまして、まだ回答を得ていない状況ですので、御報告できることはこれ以上はないということでございます。

○待鳥美光委員長 遠藤議事課長。

○遠藤議事課長 この件につきましては、仮に開示するということになる個人情報に該当する部分があって、市の顧問弁護士のほうに一応確認を取っているというような状況になっているということです。

○待鳥美光委員長 安保副議長。

○安保友博副議長 確認なんですけれども、市の顧問弁護士に対して議会側が相談するというのは、それはいいんですか。場合によっては双方代理になるのではないかと考えているんですけれども。

○待鳥美光委員長 遠藤議事課長。

○遠藤議事課長 顧問弁護士への照会については、議会からの相談も当然受けてくれることになっておまして、双方代理になるようなことは多分ないのかなと思っています。

また、その案件の内容については、あくまで担当者しか内容を知り得ないような形でやっていただいておりますので、その点についても大丈夫かと思っています。

○待鳥美光委員長 それでは、この件につきましては、結論が出た段階で議会運営委員会で報告をするという形でよろしいでしょうか。

松永靖恵委員外議員。

○松永靖恵委員外議員 もちろん私が会議録のほうの確認をさせていただいて、そのまま載せていただきたいということで、委員長から、直接弁護士のほうに事務局を通して相談したところ、大丈夫だというふうに私は聞いたような覚えがあるのですが、まだ確認中ということなんでしょうか。

〔「そうです。確認中」という声あり〕

分かりました。

○待鳥美光委員長 最終的な結論としてはまだ確認中ということなんですね。先日、私の対応としては話したとおりなんですけれども。

安保副議長。

○安保友博副議長 先ほど個人情報保護とか、今回の会議録の伏せ字の件とかいろいろありますけれども、結局議会でやっていることというのは原則公開ですよということを、やっぱりもう一度議会運営委員会として明確に確認をする必要があると思っています。秘密会でやる必要があるとかという話はもちろんあるんですけれども、休憩をしてそこで話してくださいとか、そういう話ではないということは、原則公開というところをちょっと忘れてしまっているの

はないかなという危機感を私は持っています。その部分をもう一度委員長のほうから議会運営委員会としてこういうふうにやっていきますよという確認をしていただきたいなど、今、これまでのやり取り聞いていて思いましたので、もう一度そこをお願いしたいなと思います。

**○待鳥美光委員長** 今、どういうことやるんですか。

安保副議長。

**○安保友博副議長** 補足ですけれども、個人情報だから議員は知らなくてもそれに対して賛否をしなきゃいけないとか、それはもう根底から間違っているんです。分かった上でちゃんと賛否を出してくださいという話を議会は求められているはずなのに、個人情報だから曖昧なままあいまいでしょうって言ってそれを認めてしまうようなことがあってはならないということをもう一度確認したいということです。委員長として議会運営委員会の場でそのことを明確にさせていただきたいと思います。

**○待鳥美光委員長** どのような形で明確にするというふうに今求められているのかは、ちょっと私の解釈で申し上げてしまいますが、今回議会としての個人情報の条例を議員提案するわけですけれども、その中にも機関としての議会としての個人情報を守る義務というか、そういう形での定めで議員個々に対して個人情報をどう保護していくかという定めがないんですね。それで、その点については私は議員それぞれが自覚した上で何らかの、例えば政治倫理条例ですかね、そういう中に盛り込むのか、どういう形では分かりませんが、議員1人1人の個人情報保護に対する規定も必要なのではないかなと思っております。

ただ、できるだけ公開をするということ自体は私ももちろん同じ思いですので、その点についてはそういう方向で努力をしていきたいと思っておりますけれども、公開をするということをもって誰か個人の尊厳であるとか、個人の情報を広めてしまうということ自体はやはりやってはならないことかなと思っております。

この点、今ちょっと時間がありませんので、議会運営委員会の中ではっきり確認をするというのはどういう形を想定していらっしゃるのでしょうか。

安保副議長。

**○安保友博副議長** 基本的には議員個人の、議員としての資質の問題であるんだとは思いますが、すけれども、少なくとも議会として情報が不十分なのにそのまま賛否を決めてくださいという話にならないように、分からないことがあるんだったら秘密会もいとわずにしっかりやって、結局分からないのにもう採決をするという状態がこれまでも散見されているわけですよ、実際に。自分でもう分かっているからいいって思っている方もいるし、そうじゃなくて不十分だと思っている人もいます。今の和光市議会の本当に一番の課題かなと私は思っていますので、その点について原則公開、公開できないんだったら秘密会でもいいからしっかりと分かるまで話をして、その上で賛否を決めるってやらないと、議員の存在価値自体が問われていると私はもうそこまで思っています。

なので、議会運営委員会として確認してほしいというのは、当たり前のことですが、

原則公開、公開できないんだったら秘密会でもいいから議員はしっかり納得ずくになるまでしっかりと議論をする、その部分を徹底していただきたいということを確認していただきたいというのが私の発言の趣旨です。

○待鳥美光委員長 その点は分かりました。

よろしいでしょうか。

鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 すみません、また日程に戻ってしまうのですが、1月11日の2時から研修がありますよね。1時に議会だよりの編集で、編集って結構時間がかかるんですけども、1時間で大丈夫なんですか、1時間の中で説明をして終わるのかなって。この日程が結構1時間ですごい過密で、その研修は和光市でやるのか、そこら辺の調整はしっかりできているのかとこのを確認したいんですけども。それとも研修が終わってから戻ってまたやるのか、どのようになるのでしょうか。

○待鳥美光委員長 遠藤議事課長。

○遠藤議事課長 次の議会だよりの編集から、事前に議員の皆様へ原稿を配って、事前に見ていただくような流れになるので、その分効率的に進められるのかなと思っています。それで時間もちょっといい感じで調整させていただいてやっていますので、よろしくをお願いします。

○待鳥美光委員長 万一終われなかった場合は、研修後に。

遠藤議事課長。

○遠藤議事課長 そうですね、研修後に。

○待鳥美光委員長 というふうになります。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

以上で、本日の案件は全て終了しました。

本日の記録及び会議の公開資料は委員長に一任願います。

以上で議会運営委員会を閉会します。

午前10時24分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 待 鳥 美 光